

■「神奈川県循環器病対策推進計画」改定素案のパブリックコメントに係る「県の考え方」

■期間：令和5年12月14日（木）～令和6年1月13日（土）

<p><内容区分> ア 計画改定の趣旨等 イ 循環器病の未病改善や正しい知識の普及啓発等 ウ 循環器病の救急搬送体制の整備 エ 救急医療の確保をはじめとした循環器病に係る医療提供体制の構築 オ リハビリテーション等の取組 カ 循環器病の後遺症を有する者等に対する支援 キ 循環器病の緩和ケア ク 社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援 ケ 治療と仕事の両立支援・就労支援 コ 小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策 サ 循環器病に関する適切な情報提供・相談支援 シ 循環器病の研究推進 ス その他</p>	<p><反映区分> A 新たな計画案に反映したものの B 新たな計画案には反映していないが、意見の趣旨を既に計画案に盛り込んでいるもの C 今後の政策運営の参考とするもの D 反映できないもの E その他(感想や質問等、A～Dに該当しないもの)</p>
---	---

受付番号	内容区分	意見の概要	反映区分	県の考え方
1	イ	循環器病発症の要因に、悪性腫瘍の既往や治療後を付け加えてほしい。	A	ご意見を踏まえて、循環器病発症の要因に追加しました。
2	キ	循環器病の緩和ケアに、重篤な心不全に対して植込型人工心臓（DT:Destination Therapy）適用となったこと、それをふまえ、患者・ケアギバーを支える多職種チームの必要性も生じていることを記載してほしい。	C	最新の知見や専門家の意見等もふまえ、今後の取組の参考にしてまいります。
3	ス	循環器病による死亡が多いことを知らなかったため、しっかり取り組みを行ってほしい。	E	本計画に基づき、引き続き総合的かつ効果的に循環器病対策を進めてまいります。
4	イ	特定健康診査における心電図検査は市町村によって、基本項目（必須項目）、詳細項目（任意項目）でばらつきがあるため、必須項目になるよう、市区町村への働きかけや国に対して要望等を行ってほしい。	C	特定健康診査は、生活習慣病等の予防等を目的として、40歳以上75歳未満の方を対象に、メタボリックシンドロームに着目した健診を行うもので、基本的な健診項目が、高齢者の医療の確保に関する法律で定められており、実施主体は各保険者となっています。特定健康診査の基本的な健診項目に追加して、心電図検査を入れるかは、各保険者が検討し、判断するものと考えております。
5	ケ	治療と仕事の両立支援を進めてほしい。	B	「治療と仕事の両立支援・就労支援」については、第4章第2節第7項に記載しています。今後も、本計画に基づき、取組を進めてまいります。
6	サ	県民が知らないことが多いため、普及啓発を進めてほしい。	B	普及啓発については、第4章第1節第1項「未病改善や正しい知識の普及啓発」及び第4章第2節第9項「循環器病に関する適切な情報提供・相談支援」に記載しています。今後も、本計画に基づき、取組を進めてまいります。
7	ス	循環器系の病気は誰もがなる可能性があり、高齢社会で患者も増加していくことが予測されるため、先を見越した対応が必要である。	B	引き続き、循環器病の予防から治療、再発・重症化予防等の対策を進めてまいります。
8	ス	循環器病対策は始まったばかりであり、今後充実を図っていく必要がある。特にがんに比べて、循環器病は関心が薄いと感ずるので、予防や症状について周知が必要である。	B	引き続き、循環器病の疾患別の前兆及び症状、発症時の対処法並びに早期受診の重要性も含めた普及啓発等、総合的かつ効果的に循環器病対策を進めてまいります。
9	ス	循環器病という名称がわかりにくい。	B	引き続き、循環器病という名称も含め、普及啓発を進めてまいります。
10	オ	心臓リハビリテーションを知らなかったが、重要であるので、もっと広めてほしい。	B	引き続き、心臓リハビリテーションの必要性の普及啓発を含め、円滑に心臓リハビリテーションが提供されるよう取組を進めてまいります。